

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録については、平成16年12月27日は40万円、17年7月22日は37万円、同年12月22日は41万5,000円、18年7月28日は37万1,000円、同年12月28日は41万9,000円、19年7月26日は38万円、同年12月27日は42万8,000円、20年7月25日は39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月27日  
② 平成17年7月22日  
③ 平成17年12月22日  
④ 平成18年7月28日  
⑤ 平成18年12月28日  
⑥ 平成19年7月26日  
⑦ 平成19年12月27日  
⑧ 平成20年7月25日

申立期間①から⑧までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額の記録については、A社から提出された賃金台帳から確認できる厚生年金保険料額及び賞与額から、申立期間①は40万円、申立期間②は37万円、申立期間③は41万5,000円、申立期間④は37万1,000円、申立期間⑤は41万9,000円、申立期間⑥は38万円、申立期間⑦は42万8,000円、申立期間⑧は39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑧までにおける申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該事業所は「申立てに係る賞与支払届を提出していなかった。」と回答しており、申立期間当時、同事業所において被保険者であった者全員について賞与の記録が確認できないことから、同事業所は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 28 日

申立期間について、賞与が支給されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 7 月 28 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。